

障第1029号
令和5年10月30日

各指定共同生活援助事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年条例第85号。以下「県の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしていくところではあります。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、県の定める指定基準に違反するものであり、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な運用がなされているかご確認いただくようお願いします。

なお、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性がありますので、ご留意いただきますようお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費、及び日用品費についてもこれに準じて確認をしていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時

において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	佐藤
電話	058-272-1111 内 3490		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		